

忘れてたら大変!!

国民年金加入の届出

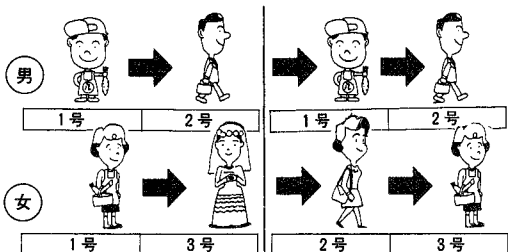
正しい手続きを、
自分の年金番号でしよう。



四月から実施される新しい年金制度では、日本国内に住む二十才から六十才未満の人は、必ず国民年金に加入することになります。農業や自営業等を営んでいる人、無職の人はもちろんサラリーマンや家庭の主婦も四月から強制加入になります。ただし、昼間部の学生は、希望した時から任意加入することができます。

特に、今まで任意加入だった厚生年金、船員保険、共済組合等に加入しているご主人に扶養されている奥さんは、国民年金加入の届出を忘れずに役場福祉係で手続きをしてください。この届出を忘れると将来、年金が受けられなくなりますので十分注意してください。届出をするときは、
①ご主人の年金手帳
②健康保険被保険者証
③印鑑
が必要です。

加入後も被保険者の
種別変更の届
が必要です。



下水道排水設備技術者講習会について

昭和六十一年度より、下水道事業について一部供用開始する予定になっていますが、それに伴い排水設備工事が各家庭、事業所等において行われます。この工事施行者は、町の指定を受けなければ工事をすることはできません。よって左記の日程において講習会を開きますので関係者は参加くださるようご案内します。

一、日時 四月六日(日) 午前九時より(受付)
二、場所 役場保健指導室(二階)
三、当日持参するもの
○筆記用具及び電卓
○金(一、五〇〇円(テキスト代))
四、内容
○排水設備基準
○下水道法
○その他
五、その他
なお、この件について不明な点がありましたら役場建設課までご連絡ください。
中食は各自持参

加入者の種別は三種類

国民年金に必ず加入する人の種別は三つに分かれ、それぞれ保険料の納め方などが違います。

第一号被保険者 (Illustration of a worker and his family)
第二号被保険者 (Illustration of a student)
第三号被保険者 (Illustration of a housewife)

心身障害者扶養 共済制度への加入の ご案内

制度の特色

- この制度は、心身障害児(者)をもつ親達の自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれました。
- 安い掛金で高い保障が受けられる制度です。
- 保護者に万一、死亡、または重度障害者となったとき、心身

障害児者に一生一定額の年金が支給されます。
●掛金の納付が困難な方に対して掛金の免除、減額される優遇措置があります。加入者が継続して二十年以上加入し、かつ六十五歳以上に達した場合は、その後の掛金を納めなくてよいことになっています。

●掛金も年金には税金がかかりません。
●心身障害児(者)の範囲
次のいずれかに該当する障害者をもつ方
一、精神薄弱児(者)
二、身体障害児(者)(身体障害者手帳を所持する一級から三級までのもの)
三、精神、または身体に永続的な障害を有する児(者)で、一または二と同程度の障害と認められるもの(たとえば、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、血友病、難病、精神病、自閉症など)

●加入資格
心身障害児(者)を扶養している保護者(六十五才未満で生命保険に加入できる健康状態であること)、加入限度は、心身障害児(者)一人につき二口までです。
●年金の資格
一、加入者が死亡、または重度障害者となったときは、その月から心身障害児(者)に対し、一口につき毎日二万円の年金が支給されます。
二、年金は心身障害児(者)の生涯にわたって支給されます。
三、申込先、詳細は役場町民生活課福祉係までお問い合わせください。

精神障害者医療費受給証の 再新手続きについて

町では昭和五十九年度から、精神障害者に対して医療費の一部を助成しています。現在、受給証をお持ちの方は、三月三十一日で期限切れとなりますので更新手続きを忘れていないかご確認ください。

犬の登録と 狂犬病予防注射のご案内

次の日程により、犬の登録と狂犬病予防注射を行います。
生後九十一日以上の犬は、狂犬病予防法により、毎年一回必ず登録と予防注射を受けなければなりません。

身体障害者 手帳について

身体障害者手帳は、身体障害から生じるハンディキャップに対して様々な福祉サービスを受けるために必要なパスポートのようなものです。
小須戸町では現在二八五名の方が手帳を所持しておりますが、何らかの理由でまだ手帳を申請されていない方はないでしょうか。

高齢になってから脳血管障害または心臓、じん臓、呼吸器機能障害等の方も程度により該当になりますので、障害のある方は一度ご相談ください。
担当窓口
○町民生活課、福祉係
○身体障害者相談員、高橋清一
(矢代田十一、三八一三七七三)

今までは二回の予防注射が昨年からの一回になりました。この機会に必ず登録、注射を行うようお願いいたします。
※登録注射をしない者は三万円以下の罰金、放し飼いは一万円以下の罰金、または科料に処せられます。
日程
四月三十日(水)
役場保健センター
午後一時半～二時半

消防庁長官表彰受章



小須戸町消防副団長
武沢七郎氏

小須戸町消防副団長 武沢七郎さんが、永年の消防活動の功績を認められ、三月五日消防庁長官より永年勤続功労章として表彰されました。武沢さんは、昭和二十八年四月に消防団に入団以来、班長、部長、副団長、分団長を歴任し、昭和五十六年九月には、推されて消防副団長に任命され、三十三年にわたる消防活動に尽力され、その功績が認められたものであります。今後も住民の生命、財産を守ることを任務に一層の精進が期待されています。